

所管部課名	環境課							
事務事業名	生ごみ処理機器購入補助金							
根拠法令	薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成27年度 予算額	625千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	625千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	ごみ処理基本計画に定めるリサイクル率		33.50%		平成32年度			
成果指標②								
補助対象者	生ごみ処理機器の購入・設置者 本市に住所を有し、市税等の滞納がないこと。							
補助対象経費	当該容器又は機器の購入に要した経費 電気式生ごみ処理機、手動かくはん式生ごみ処理機、コンポスト及びEM菌生ごみ密封発酵容器							
補助対象事業・活動の内容	生ごみ処理機器（一般家庭に発生した生ごみ、雑草等を処理し、堆肥等を生成する容器又は機器をいう。以下同じ。）を購入して、設置した者に対し、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的とし、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1容器又は1機器につき2万円を限度							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3ヶ 年の 事業 決算 状況 等の	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	454,600	100.0%	628,000	100.0%	490,600	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	454,600	100.0%	628,000	100.0%	490,600	100.0%
	支出	事業費	454,600	100.0%	628,000	100.0%	490,600	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	454,600	100.0%	628,000	100.0%	490,600	100.0%
	支出計/前年度支出計				138.1%		78.1%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		50		62		44		
成果指標の推移①		14		13		-		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【事業のPR】HPや広報紙に掲載するとともに、衛自連だよりにおいても周知を図っている。 【費用対効果】現状において効果は少ないが、継続的な事業実施により徐々に効果が大きくなると思われる。 【その他】制度の周知により市民のごみ減量化の意識啓発に効果がある。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民ひとりひとりの活動が市全体のごみの減量化につながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 生ごみ処理機は数万円するものもあり、各家庭で使用するためには、助成が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民の生活環境の保全と地域の環境美化という市民ニーズに合致した目標であり、リサイクル回収やごみの分別指導、不法投棄の対応などボランティアにより多くの市民が活動されている点で効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	家庭ごみを排出するのは各家庭であり、排出時に分別や生ごみ処理を実施することによりごみの減量化につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助額については、各家庭の負担が大きくなるように、また、より活用していただくよう適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	同じ申請者が複数回も購入することは想定されず、広く市民に活用される制度となっている
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	生ごみ処理機の活用により、ごみの減量化・資源化の大切さを認識され、様々な機会が生かされることが期待できる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	生ごみの集団回収による堆肥化等も考えられるが、機器設置や回収経費の増加と、回収に伴う市民の理解と協力が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	生ごみ処理機は安価なものから数万円するものもあり、2万円の上限定と50%補助の設定は妥当と考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 生ごみのより一層の減量化のため、現状のまま継続としたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ より一層の周知を図る。		≪まとめ≫

○薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

平成16年10月12日

告示第66号

改正 平成19年3月28日告示第130号

平成24年2月1日告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、生ごみ処理機器購入補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、生ごみ処理機器（一般家庭に発生した生ごみ、雑草等処理し、堆肥等を生成する容器又は機器をいう。以下同じ。）を購入して、設置した者に対し、生活環境の衛生的保全に寄与することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる生ごみ処理機器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気式生ごみ処理機
- (2) 手動かくはん式生ごみ処理機
- (3) コンポスト
- (4) EM菌生ごみ密封発酵容器

(補助金の額等)

第5条 補助金は、前条に規定する生ごみ処理機器の購入に要した経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1容器又は1機器につき2万円を限度とする。この場合において、当該算出して得た額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

に市長が必要と認める書類を添えて、当該事業を実施した月の翌月の初日から3箇月以内に、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときはその内容を審査し、適当と認めるときは薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、決定通知書を受領したときは、市長の指示するところにより、補助金の交付を請求することができる。

(補助事業者の注意義務等)

第9条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を実施しなければならない。

2 生ごみ処理機器を設置した補助事業者は、当該施設を常に良好な状態で維持管理し、病虫害の発生、汚泥の流出等環境を阻害する事態の生じないように十分注意しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金等の返還)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果)

第12条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、資源の再利用及びごみの減量化の促進とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、可燃ごみの収集量を指標に用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定める事項のほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和62年川内市告示第29号)、樋脇町環境施設補助金交付要綱(平成15年樋脇町訓令第9号)、入来町環境施設補助金交付要綱(平成元年入来町訓令第2号)、東郷町町民課の所管に係る補助金交付規則(昭和57年東郷町規則第7号)又は祁答院町衛生自治団体事業補助金交付規則(平成8年祁答院町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間における旧樋脇町又は旧入来町の区域に住所を有する者の補助金の額等については、同条中「2万円」とあるのは「2万5千円」とする。

(川内市環境保全対策補助金交付要綱の一部改正)

4 川内市環境保全対策補助金交付要綱(昭和62年川内市告示第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条第3号を削る。

第8条第2項中「し、又は生ごみ処理機器を設置」を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 削除

別記第5号様式中「又は生ごみ処理機器」及び「又は機器」を削る。

(樋脇町環境施設補助金交付要綱の一部改正)

5 樋脇町環境施設補助金交付要綱(平成15年樋脇町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この要綱において「ごみステーション」とは、公民会等が設置する家庭から出る一般廃棄物収集施設をいう。

第3条中「次の表に掲げる種類」を「ごみステーション」に改め、「購入又は」を削り、「同表欄」を「次の表」に改め、「表(1)」を削り、同条の表

中「

種類
ごみステーション

」及び生ごみ処理機器の項を削る。

別記第1号様式及び第2号様式中「・生ごみ処理機器」を削る。

(入来町環境施設補助金交付要綱の一部改正)

6 入来町環境施設補助金交付要綱(平成元年入来町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一般家庭に発生した一般廃棄物及び、厨芥を処理するコンポスト、EM菌生ゴミ密封発酵容器、電気式生ゴミ処理機や」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 補助金は、ゴミステーションを設置した経費を3万円以上要した場合に当該経費に3分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、交付金の額は、3万円を限度とする。

様式第1号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削り、「

ゴミステーション
コンポスト
EM菌生ゴミ密封発酵容器
電気式生ゴミ処理機

」を「

ゴミステーション

」に改める。

様式第2号中「・コンポスト・EM菌生ゴミ密封発酵容器・電気式生ゴミ処理機」を削る。

附 則(平成19年3月28日告示第130号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日告示第58号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住所
氏名



生ごみ処理機器購入補助金交付申請書

生ごみ処理機器を下記のとおり設置しましたので、補助金を交付くださるよう薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

生ごみ処理機器設置日		年 月 日
設 置 場 所		
購 入 先		
品 名		
規 格		
購 入 金 額		円
補 助 金 申 請 額		円

(注意)

- 1 新たに生ごみ処理機器を購入し、設置した場合に使用すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 設置した生ごみ処理機器の品名、規格、購入先、及び購入金額を証する書類
 - (2) 市税等の完納証明書

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金については、
下記条件を付して、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又は薩摩川内市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
- 2 生ごみ処理機器を設置した補助事業者は、当該機器を常に良好な状態で維持管理し、病虫害が発生し、汚泥が流出する等環境を阻害することのないよう十分注意しなければなりません。